

議案第 1 号

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 3 年 2 月 3 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る防疫手当の特例を定めたいため

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成１０年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第６条第２項から第４項」を「第６条第２項から第９項まで」に改める。
附則に次の見出し及び２項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫手当の特例）

- ３ 第４条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、病院、宿泊施設等への搬送時において新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接する業務若しくは新型コロナウイルス感染症の病原体が付着している物件若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務又はこれらに準ずる業務として市長が認めるものに従事したときは、防疫手当を支給する。
- ４ 前項に規定する手当の額は、第１２条の規定にかかわらず、日額３，０００円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接する業務その他市長がこれらに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、４，０００円）とする。

附 則

（施行期日等）

- １ この条例は、公布の日から施行し、改正後の海老名市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和２年４月１日から適用する。

(支給方法に係る経過措置)

- 2 改正後の条例第4条並びに附則第3項及び第4項の規定を適用する場合については、第13条の規定は適用しない。